

#### 《BtoB プラットフォーム業界チャネルサービス利用特約》

乙は、甲サービスのうちBtoBプラットフォーム業界チャネルサービス（以下「本業界チャネルサービス」といいます。）を利用する場合、サービス利用規約の本則及び乙が利用する甲サービスの種類・性質に応じて該当する特約の他、以下の特約に従い本業界チャネルサービスを利用するものとします。

#### 第1条（サービスの申込・利用）

1. 乙は、本業界チャネルサービスの利用にあたり、事前に甲所定の手続きを行い、甲から BtoB プラットフォーム ID（以下「PFID」といいます。）の発行を受けるものとします。乙は、甲所定の手続きに従い、PFID を提示の上、本業界チャネルサービスの利用の申込を行うものとし、甲が当該 PFID について本業界チャネルサービスでの使用を承認した場合に、甲乙間で本業界チャネルサービスの利用契約が成立し、乙は本業界チャネルサービスを利用できるものとします。
2. 乙は、別途甲所定の手続きを行うことにより、本業界チャネルサービスで使用する PFID を変更できるものとします。

#### 第2条（登録情報の変更）

乙は、本業界チャネルサービスに登録した企業名等の企業情報に変更が生じた場合は、自らの責任と負担においてその内容を変更するものとし、当該変更に関して、甲は一切の責任を負わないものとします。

#### 第3条（知的財産権）

1. 乙は、本業界チャネルサービス及びそれに含まれるコンテンツ、データ、内容、情報等（以下「本コンテンツ等」といいます。）に関する権利が、甲又は本業界チャネルサービスに本コンテンツ等を提供している企業（以下「提供元」といいます。）に帰属し、本コンテンツ等が著作権法、商標法、意匠法等の各種法令によって保護されていることを承諾の上、本業界チャネルサービスを利用するものとします。
2. 乙は、甲の事前の承諾を得た場合を除き、本コンテンツ等の複製、公開、譲渡、貸与、翻訳、転売、転送、使用許諾又は再利用等の行為（以下「複製等」といいます。）してはならないものとします。乙が甲の事前の承諾を得て複製等を行い、それにより乙が損害を被ったとしても、甲及び提供元は一切責任を負わないものとします。

#### 第4条（コンテンツ等）

1. 乙は、本コンテンツ等を自らの責任と判断において利用するものとします。甲は、本コンテンツ等の完全性、正確性、確実性、有効性、安全性、合目的性等について、いかなる保証も行わず、また、本コンテンツ等から発生するあらゆる問題について一切責任を

負わないものとします。

2. 甲は、本業界チャンネルサービスが提携、参照、リンク等するサービス（以下「提携サービス」といいます。）及びそのウェブサイト上のコンテンツ、データ、情報等について、いかなる保証も行わず、また、それらから発生するあらゆる問題について、一切責任を負わないものとします。
3. 甲は、本業界チャンネルサービスが提携、参照、リンク等するサービス（以下「提携サービス」といいます。）の提供の中止、停止、故障等により、乙に損害が生じたとしても、これについて一切責任を負わないものとします。

#### 第5条（月額使用料等の請求方法）

乙が本業界チャンネルサービスの有料サービス（以下「業界チャンネル有料サービス」といいます。）を利用する場合、乙は、本業界チャンネル有料サービスの利用に関する月額使用料、セットアップ費用、その他料金等の請求が、甲が提供するBtoBプラットフォーム請求書サービスを利用して行われることを承諾するものとします。

#### 第6条（契約期間）

1. 本業界チャンネル有料サービスは、利用開始の日より1年を経過した月の末日（以下「契約終了日」といいます。）までを契約期間とします。但し、契約終了日の1ヶ月前までに、当事者の一方から甲所定の手続による解約の申し入れがない限り、契約期間は同一条件で1年間延長されるものとし、以後も同様とします。
2. 乙は、甲所定の申込手続を行った後は、契約終了日以前に、本業界チャンネル有料サービスの利用契約を解約できないものとします。但し、違約金として契約終了日までの月額使用料の全額を乙の解約希望日までに甲に支払うことにより、本業界チャンネル有料サービスの利用契約を解約できるものとします。

【業界C（有料）-4】